

三陸復興国立公園  
種差海岸階上岳地域  
管理運営計画書

平成28年3月

東北地方環境事務所

## 目 次

### 第1章 三陸復興国立公園の概要

1. 国立公園指定の変遷
2. 種差海岸階上岳地域指定の経緯
3. 地域区分

### 第2章 管理運営計画策定の基本的な考え方

1. 管理運営計画に記載する内容
2. 多様な関係者との協働による管理運営計画の策定
3. 管理運営計画の対象区域

### 第3章 現況と課題

1. 管理運営計画区の現況
2. 地区ごとの現況
  - (1) 燕島～恵比須浜地区
  - (2) 鮫角～白浜地区
  - (3) 田村崎～棚久保（種差漁港）地区
  - (4) 高岩～金浜地区
  - (5) 階上海岸地区
  - (6) 階上岳地区
3. 国立公園の管理運営を進める上での主要課題

### 第4章 将来像、基本方針及び活動指針

1. 趣旨
2. 目指すべき将来像
3. 基本方針及び活動指針

### 第5章 公園事業及び行為許可に関する事項

1. 許可、届出等取扱方針
2. 公園事業取扱方針

## 第1章 三陸復興国立公園の概要

三陸復興国立公園は、東日本大震災により被災した三陸地域の復興に寄与するために平成25年5月に創設された国立公園です。青森県八戸市蕪島から青森県三戸郡階上町までの海岸線と同町内陸部に位置する階上岳からなる種差海岸階上岳地域及び岩手県久慈市から宮城県気仙沼市岩井崎までの海岸線からなる陸中海岸地域、宮城県気仙沼市岩井崎から石巻市牡鹿半島までの南三陸金華山地域で構成されています。公園区域が指定されていない岩手県九戸郡洋野町も含めた南北の直線延長は約255kmです。三陸復興国立公園は、北上山地が太平洋に接する地域であり、地形の形成史及び地質の観点から一体的な地域です。海岸地形は岩手県宮古市以北の海食崖と段丘面からなる海成段丘と同市以南のリアス海岸に分けられ、豪壮かつ優美な自然海岸の景観を有しています。

### 1. 国立公園指定の変遷

昭和30年5月2日

岩手県下閉伊郡普代村から岩手県釜石市までの範囲を陸中海岸国立公園に指定

昭和39年6月1日

岩手県釜石市から宮城県気仙沼市までの範囲を陸中海岸国立公園に編入

昭和46年1月22日

岩手県久慈市から普代村までの範囲を陸中海岸国立公園に編入するとともに、3か所の海中公園地区（現海域公園地区）を指定

平成6年11月7日

国立公園計画の全般的な見直し（再検討）

平成12年3月31日

国立公園区域及び国立公園計画の変更（第1次点検）

平成17年1月14日

国立公園区域及び国立公園計画の変更（第2次点検）

平成25年5月24日

青森県八戸市から階上町までの区域を陸中海岸国立公園に編入し、三陸復興国立公園として指定

平成27年3月31日

宮城県気仙沼市から石巻市までの区域を編入（三陸復興国立公園としての第1次点検）

### 2. 種差海岸階上岳地域指定の経緯

種差海岸階上岳地域は、陸中海岸北部から続く海成段丘の北端に当たる地域です。海岸線は、岩石海岸、砂浜海岸、海食海岸等の多様な地形が入り交じり、海岸植生、シバ草地、クロマツ林等の植生とあいまって、変化に富む海岸風景が形成されるとともに、

ウミネコ等の海鳥類の重要な生息地にもなっています。蕪島から大久喜にかけての約12kmに及ぶ海岸線は、昭和12年に国名勝「種差海岸」に指定されています。階上岳は北上山地の最北の山であり、高標高部には天然のヤマツツジが群生しているほか、山頂からは、太平洋、八甲田連峰、北上山地の山々等が一望でき、優れた眺望を有しています。

本地域は、これらの自然の風景が評価され、青森県立自然公園条例に基づき、種差海岸階上岳県立自然公園に指定（昭和28年6月当初指定、昭和49年10月階上海岸・階上岳拡張）されました。その後、平成22年の国立・国定公園総点検事業における評価（平成22年10月、環境省公表）では、その地形の形成史及び地質の観点から陸中海岸国立公園と一体のものとして拡張候補地に選定されました。

これを踏まえた陸中海岸国立公園の第3次点検作業を開始した矢先の平成23年3月11日、東北地方太平洋沖地震が発生しました。この地震に伴う強い揺れ、大規模な津波及び地盤沈下は、多くの人々の生命を奪い、財産に被害をもたらすとともに、自然環境にも大きな影響を与えました。

環境省は、東日本大震災からの復興に貢献するため、三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン（平成24年5月）を公表しました。同ビジョンでは、三陸復興国立公園の創設（自然公園の再編成）の他、里山・里海フィールドミュージアムと施設整備、地域の宝を活かした自然を深く楽しむ旅（復興エコツーリズム）、南北につながる交流を深める道（みちのく潮風トレイル）、森・里・川・海のつながりの再生、持続可能な社会を担う人づくり（ESD）の推進、地震・津波による自然環境の影響の把握（自然環境モニタリング）といった具体的なプロジェクトの実施を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興することを提唱しています。三陸復興国立公園の創設にあたっては、青森県八戸市の蕪島から宮城県石巻市・女川町の牡鹿半島まで及びその周辺の自然公園を段階的に再編成することとしています。

以上を踏まえ、平成25年5月24日、陸中海岸国立公園に種差海岸階上岳県立自然公園を編入し、三陸復興国立公園が創設されました。豪壮かつ優美な自然海岸を有するとともに、自然の恵みと脅威、人と自然との共生により育まれてきた暮らしと文化が感じられる国立公園として、海食崖、リアス海岸、砂浜海岸、マツ林、海岸植生、古い年代の地質と化石、海鳥の繁殖地、津波の痕跡、文化景観等の景観要素から成る風致景観を保全し、適切な利用の推進を図ります。

### 3. 地域区分

景観特性、行政区域及び管理体制等から、本国立公園を次の4つの管理運営計画区に区分し、地方環境事務所組織細則等に基づき、以下の事務分掌により管理を行います。

<配置されている自然保護官事務所>

- ・八戸自然保護官事務所（青森県八戸市所在）
- ・宮古自然保護官事務所（岩手県宮古市所在）
- ・大船渡自然保護官事務所（岩手県大船渡市所在）
- ・石巻自然保護官事務所（宮城県石巻市所在）

地域名	関係行政 (県)	関係行政 (市町村)	所掌	
			事務統括	担当
種差海岸 階上岳地域	青森県	八戸市	首席自然保護官 (宮古)	八戸自然保護官
階上岳地域		階上町		
国立公園外	岩手県	洋野町※		宮古自然保護官
陸中海岸 北部地域		久慈市		
		野田村		
		普代村		
		田野畑村		
		岩泉町		
		宮古市		
陸中海岸 南部地域		山田町		
		大槌町		
		釜石市		
	大船渡市			
南三陸 金華山地域	宮城県	陸前高田市		大船渡自然保護官
		気仙沼市		
		南三陸町	石巻自然保護官	
		登米市		
		女川町		
石巻市				

※岩手県洋野町(国立公園区域外)においては、環境省が東北太平洋岸自然歩道(以下、「みちのく潮風トレイル」という。)及び復興エコツーリズムの事業を実施している。

## 第2章 管理運営計画策定の基本的な考え方

### 1. 管理運営計画に記載する内容

国立公園管理運営計画（以下、「管理運営計画」という。）は、地域の実情に即した国立公園管理業務の一層の徹底を図り、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的として作成するものであり、以下の事項を定めることとしています（「国立公園管理運営計画作成要領」（平成26年7月7日環自国発第1407074号））。

本管理運営計画は、平成25年度に検討を開始し、地域との合意形成の上で構成を決定しましたが、策定過程で新たな作成要領が発出されたことから、当初の構成を尊重し、下記のように新要領との対応を整理しています。

- ① 管理運営計画作成の経緯…第1章1. 2. に記載
- ② 管理運営計画区の概要…第1章3. 第3章1. 2. に記載
- ③ ビジョン…第4章 2. に記載
- ④ 管理運営方針…第2章1. 2. 3. 第4章3. に記載
- ⑤ 風致景観及び自然環境の保全に関する事項…第4章3. に記載
- ⑥ 適正な公園利用の推進に関する事項…第4章3. に記載
- ⑦ 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項…第5章1. 2. に記載
- ⑧ 国立公園関係者の連携体制等に関する事項…第4章3. に記載
- ⑨ その他及び参考資料

### 2. 多様な関係者との協働による管理運営計画の策定

環境省では、近年の急速な社会変化等を踏まえ、国立・国定公園に期待される多様な機能・役割を将来に向けて十分に発揮するための方法について検討するため、平成18年から「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会」を開催しました。検討会が平成19年に取りまとめた「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」では、地域制国立公園の管理運営のあり方として、多様な主体の参画による計画策定と管理運営、利用の推進と地域振興の重要性が示されています。

一方で、東日本大震災からの復興に貢献するために環境省が策定した「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」では、グリーン復興プロジェクトを効果的に実施するために、参加・協働型の体制の構築について検討を進めることが示されています。

三陸復興国立公園の八戸市及び階上町の区域は民有地が多く、古くから人々の暮らしが営まれ、人と自然が共生してきた場所です。このため、国立公園の管理運営は地域社会の持続性を保ちつつ行われる必要があり、土地所有者、農林漁業者等の地域住民への配慮が必要です。また、本地域は住民、NPO、企業等の活動がさかんな場所でもあります。現在活動を行っている関係者（関係行政機関、地域住民、民間企業、NPO、土地所有者、利用

者、研究機関、教育機関等（以下、「関係者」という。）との連携・協働の推進により、多様なサービスの提供や地域社会の活性化といった効果をもたらすことが期待されます。

以上を踏まえ、関係者との協働により、管理運営計画を検討することとし、学識経験者や地域の観光関係者、行政からなる管理運営計画検討会（以下、「検討会」という。）、地域住民等の参加による意見交換会（以下、「意見交換会」という。）、パブリックコメントを実施しました（注：素案の段階では未実施）。協働により管理運営計画を検討する目的は次のとおりです。

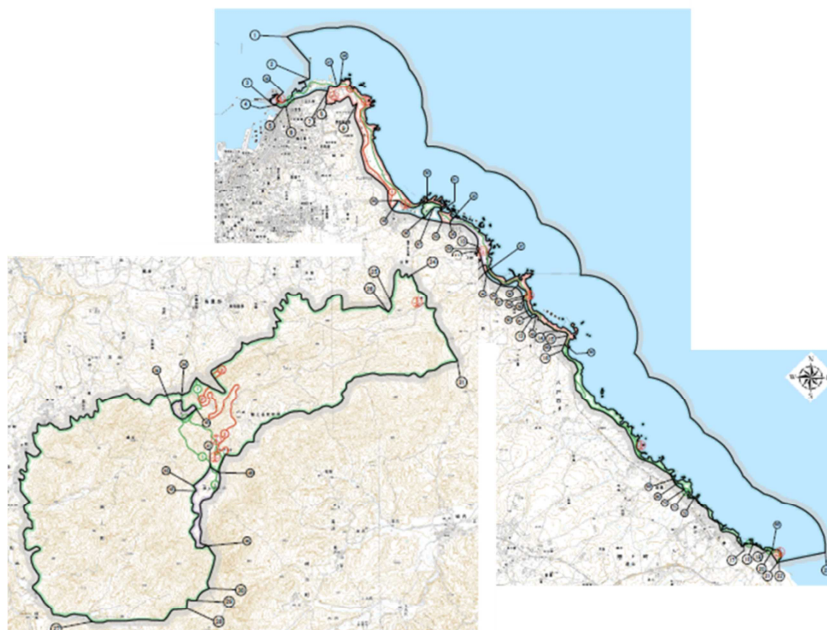
- ・内容を地域の実情に沿ったものとする。
- ・管理運営計画を、関係者が地域共通の基本方針として認識すること。
- ・計画策定後も引き続き国立公園の管理運営を協働で推進していくこと。

### 3. 管理運営計画の対象区域

国立公園の現状や課題は、一つの公園内でも地域ごとに異なっています。それは気候、地形、植生、動物相といった自然環境、産業や文化といった社会環境が地域ごとに異なるからです。三陸復興国立公園においても、例えば、種差海岸の自然と人里が隣接した地域と、北山崎の断崖絶壁が広がる原始的な地域とでは、自然環境や社会環境だけでなく、国立公園の管理運営を進める上での課題も異なります。このような風土の違いがあることで、それぞれの土地ごとに自然の風景、集落景観、生物多様性、自然に根ざした文化等が育まれ、国立公園の魅力を作り出しています。

以上のことに加えて、久慈市以南の地域とは区域が連続していない別の団地となっていることから、本計画の対象区域は八戸市と階上町の国立公園区域（種差海岸、階上海岸及び階上岳）とします。

三陸復興国立公園 種差海岸階上岳地域 公園計画図



## 第3章 現況と課題

### 1. 管理運営計画区の背景と現況

本地域では、古くから行われてきた馬の放牧や採草、薪や炭等の木材利用という「人々の営み」と、冷夏をもたらすヤマセと海霧、冬季の少雪という「気候」などの影響により、草原や多様な植物群落、里山等の二次的自然環境が形成され、特有の風致が維持されてきました。人々は長年にわたる自然との関わりの中で多様な生態系サービスを楽しみ、自然と共生する生活文化を形成してきました。

しかし、生活や農業の近代化にともない、手入れや利用がなされずに放置される二次林や草原が増加し、植生や風致が変化してきました。また、オオハンゴンソウをはじめとする外来植物の侵入・拡大も見られます。

一方、関係者による清掃活動や植物盗掘防止パトロール、海岸部のクロマツや階上岳高標高部の針葉樹の除間伐、下草の刈り払い、オオハンゴンソウの駆除等、自然環境や風致の維持、再生のための取組も行われるようになってきています。これらの活動の多くは市民・町民のボランティアや地元自治体（八戸市及び階上町）によって行われています。

国立公園利用の面では、三陸復興国立公園の指定以前から展望地における風景鑑賞、比較的短距離のトレッキングや登山、キャンプ等により利用されてきました。

近年では、平成25年の三陸復興国立公園の創設やみちのく潮風トレイルの開通、種差海岸インフォメーションセンターの開所も追い風となり、体験型の観光や長距離のトレッキング等の利用も増えています。そのような中、快適な利用のための情報や施設・サービスの不足、利用マナーなどが課題となっています。

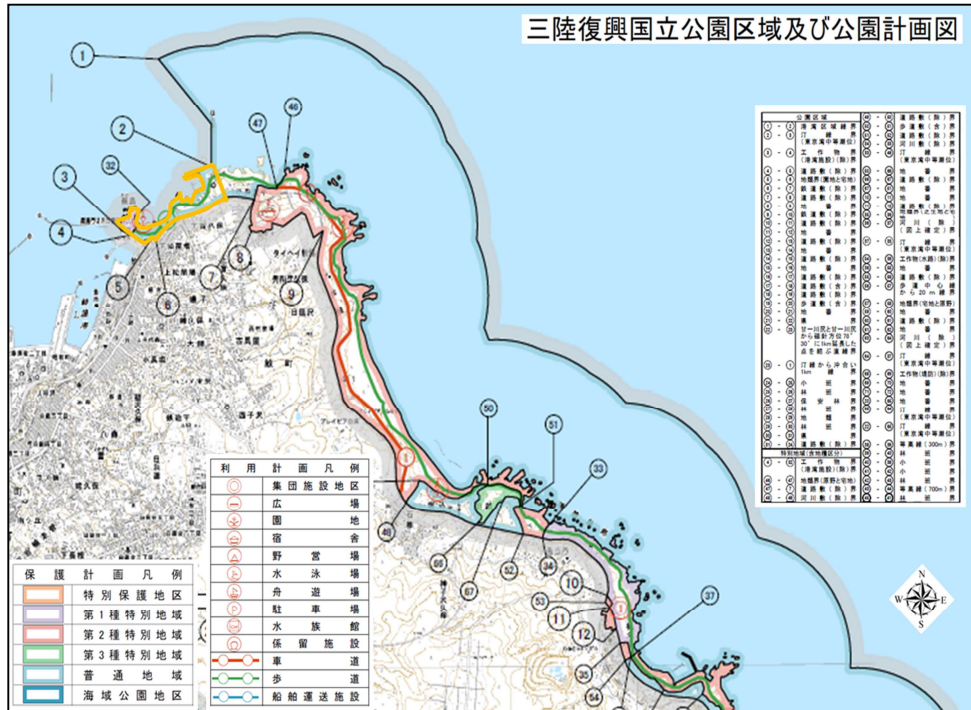
### 2. 地区ごとの現況

国立公園の管理運営をよりきめ細やかに行うために、行政区や自然環境を考慮して本地域を6つの地区に区分し、現況、公園事業、主な保全対象、主要展望地、配慮事項を整理しました。

- ・ 公 園 事 業：自然公園法に基づく、国立公園の保護又は利用のための事業施設計画に位置付けられているもの。（ ）内は事業執行者（予定者を含む。）を示す。
- ・ 主な保全対象：当該地区の風致を構成する要素として保全する必要性が高いもの
- ・ 主要展望地：当該地区内の主要な視点場



(1) 蕪島～恵比須浜地区



現況

【地形・地質】

岩石海岸及び砂浜海岸からなる地域である。蕪島と恵比須浜漁港付近の枕状溶岩は、三陸ジオパークのジオポイントとして登録されている。

【動植物】

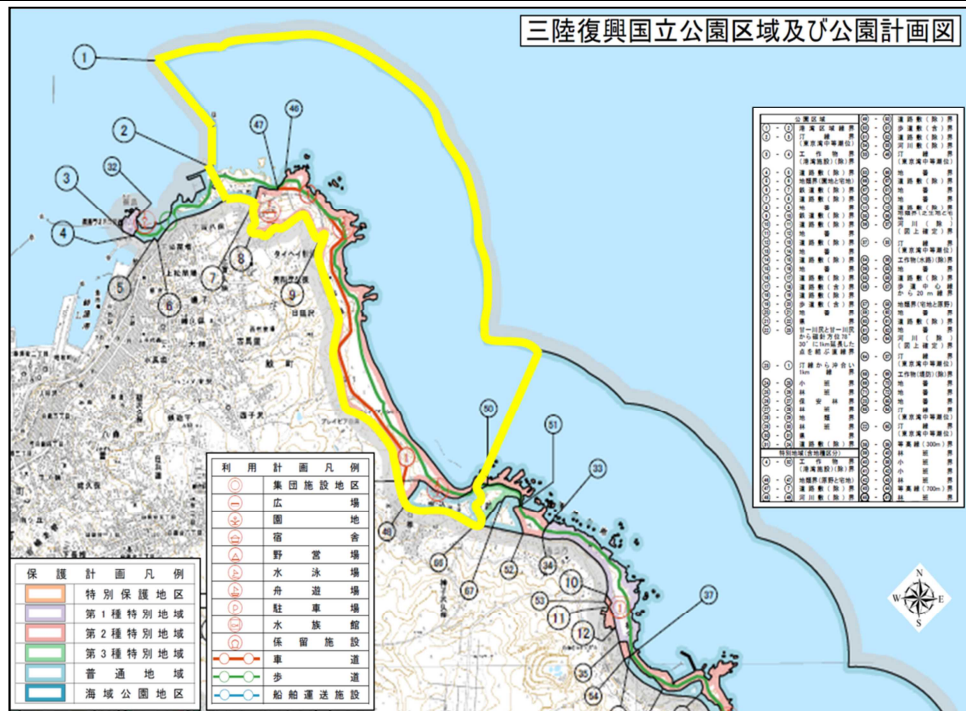
岩場及び斜面にはオオウシノケグサやアブラナ（和種ナタネ）等からなる海岸草原が成立している。蕪島には、2～8月に3～4万羽のウミネコが繁殖のために飛来し、島内や島付近の砂浜、東部の恵比須浜漁港へと続く岩礁、地先海面上で観察できる。蕪島は文化財保護法に基づく国指定天然記念物「蕪島ウミネコ繁殖地」である。その他、ヒメウ（IB類（環境省レッドリストカテゴリー。以下同じ。）、コクガン（II類）、シノリガモ（地域個体群）等の鳥類が見られる。

【歴史・生活文化】

蕪嶋神社は、永仁4年（1296年）に巖島神社を勧進したのがはじまりと言われ、商売繁盛等のご利益や漁業の守り神として地域住民に古くから信仰されてきた。蕪島はかつて陸から離れていたが、昭和18年に旧海軍によって埋め立てられ、現在の形の陸続きとなった。毎年春には蕪嶋まつりが行われるとともに、周辺の海岸では海藻採取等の漁業活動が営まれている。恵比須浜には恵比須石をご神体とする「西宮神社」がある。その社前には「鯨の八戸太郎」が姿を変えたと言い伝えられる「鯨石」がある。蕪嶋神社は平成27年11月5日に全焼し社殿が消失したが、再建に向けた

	<p>検討が進められている。</p> <p><b>【保全・普及啓発活動】</b></p> <p>関係者による草刈りや清掃活動が行われている。八戸市水産科学館マリエントでは、八戸沖の生物の紹介や、環境教育活動が行われている。蕪島では、ウミネコの調査研究が長年にわたって続けられ、ウミネコの繁殖期には八戸市からの委託による監視員が常駐する。</p> <p><b>【利用状況】</b></p> <p>みちのく潮風トレイルにおけるトレッキング、ウミネコの観察、蕪嶋神社への参拝、海水浴、八戸市水産科学館マリエントの観覧等の利用が見られる。</p> <p>蕪島や恵比須浜漁港、マリエント周辺からは晴天時には下北半島や八甲田連峰を見ることが出来る。</p>
<b>公園事業</b>	蕪島園地（蕪島海水浴場を含む（青森県、八戸市））、東北太平洋岸自然歩道線道路（歩道）（みちのく潮風トレイル（環境省、八戸市））
<b>主な保全対象</b>	岩石海岸（蕪島周辺）、岩礁（マリエント前周辺）、蕪島、ウミネコとその繁殖地、枕状溶岩（ジオポイント）、ヒメウ・コクガン・シノリガモ等の鳥類、アブラナ（和種ナタネ）
<b>主要展望地</b>	蕪嶋神社、八戸市水産科学館マリエント、みちのく潮風トレイル、蕪島休憩所
<b>配慮事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウミネコの繁殖地や野鳥、蕪嶋神社等が織りなす景観を将来にわたって維持する。</li> <li>・ウミネコの生息と人の利用のバランスを保つ。</li> <li>・三陸復興国立公園及びみちのく潮風トレイルの北の玄関口としての認知度を高める。</li> </ul>

(2) 鮫角～白浜地区



現況

【地形・地質】

鮫角から中須賀までの海岸は崖地、岩礁地であり、荒々しい岩肌が露出し、奇岩も見られる。全長約2kmの砂丘が続く南部の大須賀と白浜は、石英質の成分が多く、鳴砂として知られている。三陸ジオパークのジオポイントとしてイタコマイマイ岩、鳴砂が登録されている。

【動植物】

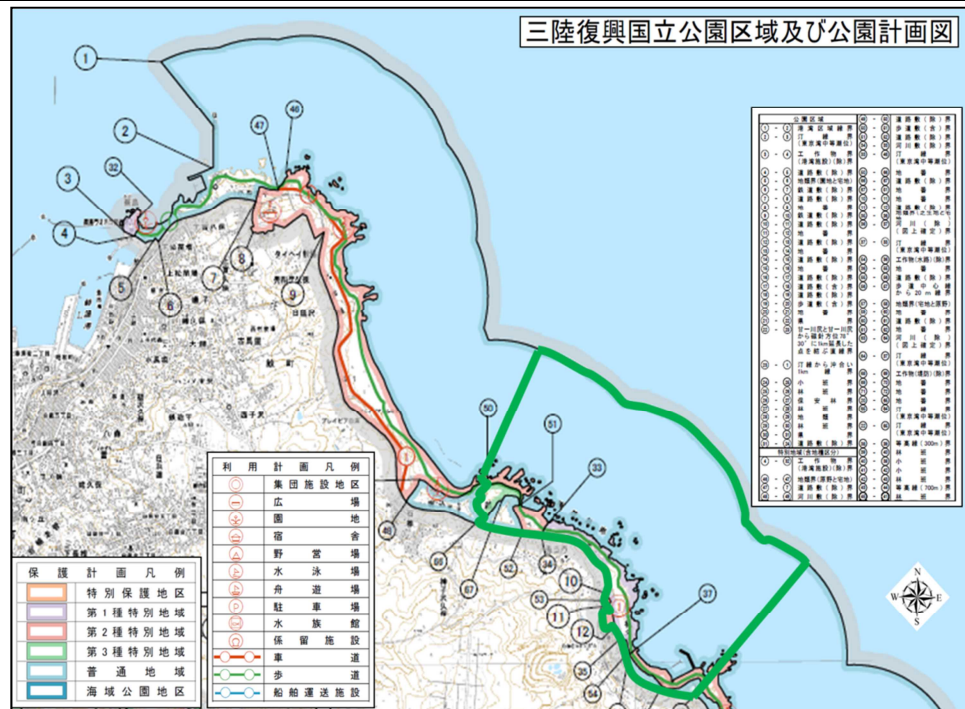
鮫角から中須賀までは海岸の斜面を中心に海岸草原が形成されており、ノハナショウブ、ニッコウキスゲ、ツリガネニンジン、スカシユリ、アサツキ等の植物が豊富に生育し、お花畑を形成している。マイデ（地名）にはミチノクヤマタバコ、ハチノヘトウヒレン、マルバダケブキ、ノシバ等が見られる。また、岩石海岸の一部には海水の影響を受ける塩性湿地が形成されており、ヒメキンボウゲ、オオシバナ等が生育している。大須賀と白浜にはハマハタザオ、ハマボウフウ、ハマエンドウ等の草本類、ハマナス、ハイネズ等の低木類が生育している。また、漂流物周辺にはゴミムシダマシやイソコモリグモが生息する。

【歴史・生活文化】

浜小屋、船の速度を計測するためのマイルポスト、魚の群れを探す場所として利用されていた「物見岩」（八戸シーガルビューホテル敷地内の巨岩）、船舶運航の目印である灯台等、八戸の漁業活動と関わりの深い景観要素が見られる。また、現在でも鮫角付近のタイヘイ牧場では競走馬が産

	<p>出され、妙野と呼ばれた藩政時代の広大な放牧場を彷彿させる景色が広がっている。</p> <p>中須賀沿いの県道1号線は東山魁夷の絵画「道」のモデルとなる等、文人が訪れた場所でもある。</p> <p><b>【保全・普及啓発活動】</b></p> <p>様々な団体による清掃活動、地元団体による砂浜の自然保護運動、八戸市や関係者によるオオハンゴンソウ駆除活動、海岸草原の維持・管理等が実施されている。</p> <p>クロマツについては、昭和30年以降大須賀に植林され、砂浜の西側、県道1号線及びJRの線路沿いに繁茂した。平成3年以降間伐が進められ、太平洋岸の南限とされるイソスミレが確認されるなどの植林前の風致や海岸草原特有の植生の再生が確認されている。</p> <p><b>【利用状況】</b></p> <p>本地区全域を通して、海岸沿いのトレッキングを楽しむことができ、葦毛崎園地から大須賀の手前までは八戸市によって遊歩道が整備・維持管理されている。主要展望地からの下北半島、太平洋、海成段丘、階上岳等の風景観賞、みちのく潮風トレイルにおけるトレッキングや植物観察、鮫角宿舎（八戸シーガルビューホテル）での滞在等が行われている。白浜は、夏季には海水浴客で賑わう。鮫角や葦毛崎周辺の食堂やホテルでは新鮮な海の幸を楽しむことができる。</p>
公園事業	<p>鮫角宿舎（八戸シーガルビューホテル（八戸市））、葦毛崎園地（八戸市）、白浜園地（白浜海水浴場（青森県、八戸市））、蕪島白浜線（車道）（県道1号線（青森県））、東北太平洋岸自然歩道線道路（歩道）（みちのく潮風トレイル（環境省、八戸市））</p>
主な保全対象	<p>ハマニンニク、ノハナショウブ、ヨシ、ハマナス、ハイネズ、ミチノクヤマタバコ等の海岸植物群落（小舟渡平、鮫角、葦毛崎、中須賀、大須賀等）、岩礁、海食崖を含む岩石海岸（鮫角～中須賀）、砂浜（大須賀、白浜）、イタコマイマイ岩（ジオポイント）、鳴砂（ジオポイント）</p>
主要展望地	<p>ミイシ、葦毛崎展望台、鮫角灯台、鮫角宿舎（八戸シーガルビューホテル）、物見岩、みちのく潮風トレイル、蕪島白浜線（車道）</p>
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用マナーの普及啓発や適切な植生管理を行い、多様な植物が生育する豊かな自然環境を将来にわたって維持する。</li> <li>・遊歩道からの踏み外し、植物の盗掘を防止する。</li> <li>・鳴砂や本地区とかかわりのある文人の足跡等の地域資源を活用する。</li> </ul>

(3) 田村崎～棚久保（種差漁港）地区



現況

【地形・地質】

岩礁海食崖を含む岩石海岸によって構成されている。三陸ジオパークのジオポイントとして白岩、淀の松原、種差天然芝生地が登録されている。

【動植物】

海食崖と岩礁が発達する田村崎にはハマギク（分布北限）等の植物や、ノスリ、ハヤブサといった猛禽類が観察される。白岩はウミウが冬期間にねぐらとして使用している。

樹齢100年以上のクロマツ林である淀の松原は、クロマツと風衝草原の様相を呈する草本類の二層構造となっている。林床にはオオハナウド、ハマギク、ニッコウキスゲ、シュロソウ、マルバダケブキ、ミヤコザサ等様々な植物が生育している。

種差天然芝生地（棚久保地区）には冷涼な気候、風衝、放牧による採食圧によって形成されたシバ草原が広がっており、本地域の代表的な景観地となっている。

【歴史・生活文化】

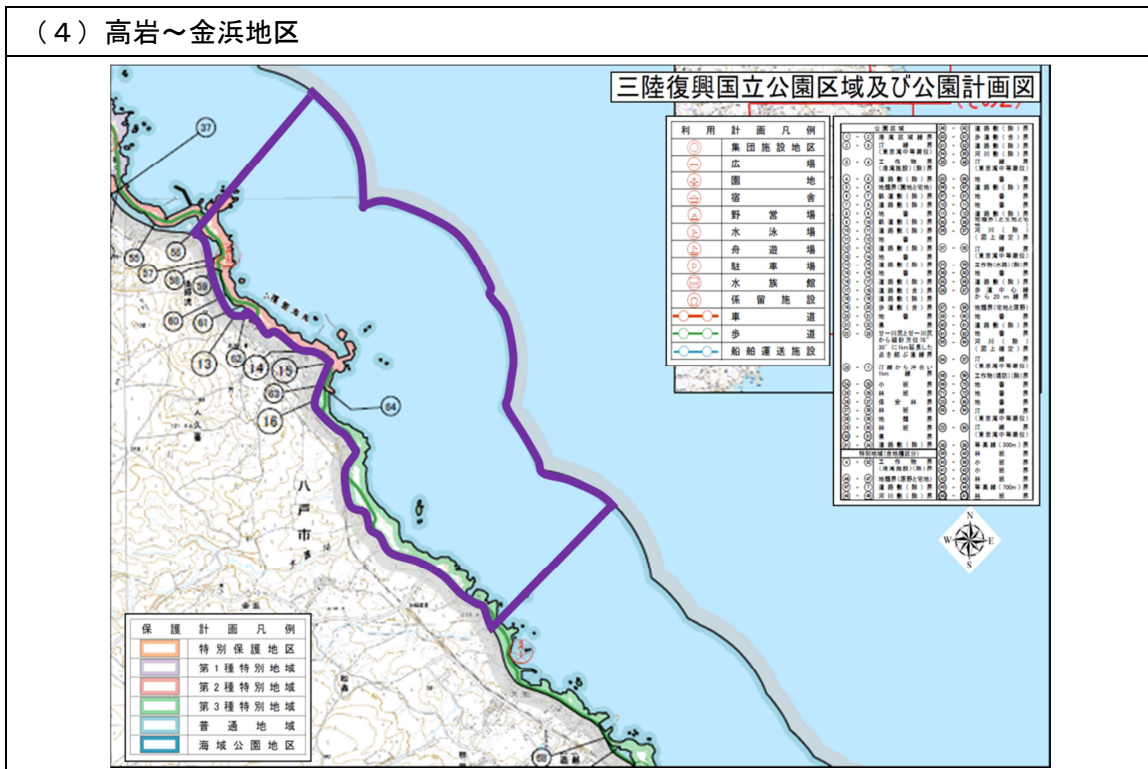
種差天然芝生地は、妙野と呼ばれた藩政時代の広大な牧場、戦時中の軍馬の生産、農耕馬の飼育等古くからの馬の放牧により形成されたシバ草原が残る場所である。

多くの文人が訪れ、作品の題材にしている。種差天然芝生地のシバ草原付近にアトリエを構えた鳥瞰図作家吉田初三郎は、種差海岸の知名度の向

	<p>上に寄与した人物の1人である。</p> <p>淀の松原には海岸風景に惚れ込んだ人が暮らしていた洞窟（通称仙人窟）や、岩手県宮古市とつながっているとされている巨大な穴（通称地獄穴）等がある。</p> <p>【保全・普及啓発活動】</p> <p>様々な関係者による清掃活動、森林保育、環境教育、八戸市と関係者によるシバ草原の維持活動（草刈り）等が行われている。</p> <p>【利用状況】</p> <p>種差海岸インフォメーションセンターでは、利用案内、情報提供、普及啓発、自然・人文解説、自然・文化と触れ合う体験、休憩場所の提供等が行われている。また、本地区内では、トレッキング、種差海岸野営場でのキャンプ、体験プログラム（種差漁港での漁師料理体験、深久保漁港での地域の子供たちを対象としたウニの殻むき体験、種差天然芝生地での乗馬体験、浜料理体験等）等も行われている。種差海岸駅周辺の食堂や民宿では新鮮な海の幸を楽しむことができる。</p>
公園事業	種差海岸集団施設地区（環境省、八戸市）、東北太平洋岸自然歩道線道路（みちのく潮風トレイル（環境省、八戸市））
主な保全対象	岩礁、海食崖等を含む岩石海岸（田村崎～種差天然芝生地）、クロマツ林（淀の松原）、シバ草原（棚久保）、ノハナショウブ、アズマギク、シバ、ミチノクフクジュソウ等が生育する海岸草原（田村崎、淀の松原、種差天然芝生地）、ヒメウ、シノリガモ等の野鳥
主要展望地	種差海岸インフォメーションセンター、種差海岸休憩所、種差天然芝生地、北須賀・種差漁港、みちのく潮風トレイル
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種差海岸インフォメーションセンターを拠点にした地域住民や漁業者等による体験プログラムの実施等を通じて、多様な主体の参画・協働・交流を推進する。</li> <li>・冬期利用や滞在型観光を推進し、年間を通しての利用者や宿泊客の増加につなげる。</li> <li>・セイヨウタンポポ等の外来植物の防除や適切な植生管理を行い、シバ草原を将来にわたって維持する。</li> </ul>



(4) 高岩～金浜地区



現況

【地形・地質】

高さ 42m の巨岩（高岩）、砂浜、岩礁、海食崖を含む岩石海岸（法師浜、金浜）からなる地域である。

【動植物】

高岩にはコナラ、ミズナラ、カシワ等の落葉広葉樹が見られる。巖島神社のある大久喜の弁天島はウミネコの繁殖地となっている。法師浜東方の塩性湿地には、エゾツルキンバイやヒメキンポウゲが見られる。金浜にはクロマツが茂り、海側の岩盤上にはニッコウキスゲ、スカシユリ、アオノイワレンゲ等の植物が自生している。段丘上部にはノシバ草原が点在している。

【歴史・生活文化】

江戸時代末期から明治初期に建てられた大久喜の浜小屋は、漁撈道具の保管や製作・修理の場として使われ、漁撈道具と共に国重要有形民俗文化財に指定されており、八戸市博物館によって管理されている。その脇には報効義会鼎浦丸遭難之碑（大久喜沖での遭難事故に関するもの）がある。

金浜の砂浜には砂鉄分が多く含まれ、かつて砂鉄の採取が行われていた。また、海水を汲んで釜で煮詰める製塩（直煮）が行われていたことから、金浜漁港には塩釜神社が残っている。

【利用状況】

高岩からの岩石海岸、南部の砂浜（法師浜）、段丘地形等の海岸風景の

	鑑賞、トレッキング、オリエンテーリング、浜小屋を活用した漁業文化学習、金浜でのサーフィン等が行われている。大久喜漁港付近では新鮮な海の幸を楽しむことができる。
公園事業	高岩園地（八戸市）、東北太平洋岸自然歩道線道路（みちのく潮風トレイル（環境省、八戸市））
主な保全対象	砂浜（法師浜、金浜）、ウミネコ繁殖地（弁天島）、岩礁・海食洞・海食崖等を含む岩石海岸（高岩、金浜）、ハマニンニク、ノハナショウブ等の植物群落（高岩、法師浜周辺、金浜）
主要展望地	高岩展望台、塩釜神社（金浜）、みちのく潮風トレイル
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用マナーの普及啓発によって漁業等の地域の生業や暮らしに配慮しながら、自然とのふれあいや生活文化体験等の公園利用の増進を図る。</li> <li>・浜小屋、高岩展望台等の地域資源を活用する。</li> </ul>



(5) 階上海岸地区



現況

【地形・地質】

砂浜、岩石海岸からなる地域である。階上海岸は階上海成段丘として三陸ジオパークのジオポイントに指定されている。

【動植物】

県道1号線沿いの岩礁にはアオノイワレンゲ、ハマボッス、スカシユリ、アサツキ等が、泊川神社近くには塩生植物が、段丘上部にはノシバ群落が見られる。小舟渡のシバ草原や全体に点在する岩石海岸にハマヒルガオ、ハマナス、ニッコウキスゲ、スカシユリ、ウミミドリ等の海岸植物群落が発達している。

【歴史・生活文化】

漁業がさかんな地域であり、初夏のアワビ・ウニの口開け、昆布干し、11月頃のイカ漁の漁火等の季節ごとの漁業風景を見ることができる。毎年7月には郷土料理のいちご煮（ウニとアワビの潮汁）をふるまう「はしかみいちご煮祭り」が開催される。

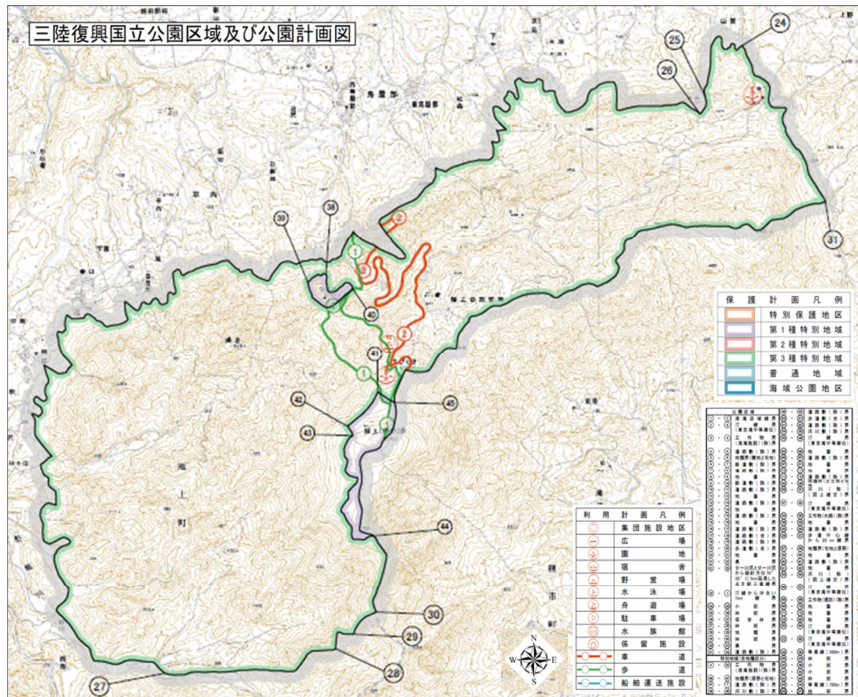
過去の津波の経験から、「ほら逃げろ 津波の時は 線路まで」という避難方法が語り継がれている。また、泊川神社付近の高台や赤石大明神等には、津波記念碑が建立されている。

【保全・普及啓発活動】

漁業者による漁業管理として漁業監視活動が行われている区域がある。町や関係者による清掃活動や自然観察活動、関係者による子供たちを対象

	にした自然観察学習「海の学校」等が行われている。 【利用状況】 トレッキング、磯遊び、いちご煮まつりの開催等が見られる。
公園事業	大蛇園地（階上町）、小舟渡園地（環境省、階上町）、東北太平洋岸自然歩道線道路（みちのく潮風トレイル（環境省、階上町））
主な保全対象	シバ草原（小舟渡）、海岸植物群落（大蛇、榊、泊川神社、観音平等）、岩礁海岸（大蛇、榊～泊川神社、小舟渡等）、階上海成段丘（ジオポイント）
主要展望地	大蛇海岸、みちのく潮風トレイル、泊川神社、赤石大明神、小舟渡園地
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階上岳や種差海岸等の周辺地域と一体となった体験プログラムの提供と情報発信等を推進する。</li> <li>・ 漁業者の公園づくりへの協力と参画を促し、地域の生業や暮らしに配慮しながら自然とのふれあいや生活文化体験等の公園利用の増進を図る。</li> </ul>

(6) 階上岳地区



現況

【地形・地質】

階上岳は北上山地最北の山であり、牛が寝そべっているような山容から臥牛山とも呼ばれる。標高は739.6mで、稜線は青森・岩手県境となっている。地質は下部が粘板岩、チャート等で、中腹から上は花崗岩である。花崗閃緑岩が三陸ジオパークのジオポイントとして登録されている。

【動植物】

中腹部のつくし森及び頂上付近には、北上山地の典型的な二次林であるミズナラ、コナラ、シラカンバ等の広葉樹林が広がる。大規模な伐採や山火事後に発達するシラカンバ林がパッチ状に点在し独特の景観をなしている。その他の地域は、スギ、アカマツ、カラマツ等の針葉樹林となっている。林床には、シラネアオイの群生、フキやゼンマイ等の山菜等が見られる。8合目の大開平にはヤマツツジが群生し、6月頃には朱色の絨毯を敷き詰めたような景色が広がる。沢沿いには崩落地に発達するヤグルマソウの群生が見られる。一帯にはニホンカモシカ、キツネ、タヌキ、ノウサギ等のほ乳類が生息している。春と秋の渡りの季節にはマヒワやキビタキ、カシラダカ、ツグミ等の小鳥の大群が中継地として利用している。また、国立公園外も含め階上町内には巨木古木が数多く生育する。

【歴史・生活文化】

本来の植生はブナ林であったが、ミズナラ・コナラを主とする薪炭林、スギの植林地として変遷してきた。かつて林間放牧や炭窯での炭の生産も

	<p>行われ、里山として地域住民と共存してきた山林である。現在では、主に登山や放牧（町営牧場）といった形での関わりが続いている。</p> <p>東麓には神仏混交の霊地として古くから地域住民に信仰されてきた寺下観音がある。また近くには、享保 15 年(1730 年)に建立されたと伝わっている灯明堂の跡地があり、三陸ジオパークのジオポイントとして登録されている。公園区域外も含めた階上岳の山麓部では「階上早生」というヤマセがもたらす冷害に強いソバの栽培が盛んである。</p> <p><b>【保全・普及啓発活動】</b></p> <p>階上町、関係者、登山者による清掃活動が行われている。8 合目付近の大開平や頂上付近では、階上町によって景観向上のための植生管理が行われている。</p> <p><b>【利用状況】</b></p> <p>身近な里山として子供からお年寄り、個人から登山愛好団体まで様々な主体が年間を通して登山を行っている。トレッキングイベントや清掃登山等の催しが階上町をはじめとした関係者主催で行われている。ヤマツツジが満開となる 6 月には、階上岳の麓で「はしかみ臥牛山まつり」が行われ、階上岳周辺ではソバの手打ち体験が行われている。</p> <p>階上岳山頂や南岳、大開平等からは八甲田連峰、八戸市街地、太平洋、岩手山、北上山地の山々を展望できる。</p>
公園事業	階上岳山頂園地（環境省、階上町）、階上岳山頂野営場（階上町）、寺下観音園地（階上町）、階上岳線（車道）（階上町）、東北太平洋岸自然歩道線道路（みちのく潮風トレイル（環境省、階上町））
主な保全対象	階上岳の山容、ヤマツツジやシラネオアイ等の植物群落、ミズナラ、コナラ、シラカンバ等の広葉樹林、ジオポイント（花崗閃緑岩、つつじ群生地、階上岳龍神水（頂上付近の湧水）、寺下の滝）
主要展望地	大開平、階上岳山頂、南岳、石倉展望台、階上岳線（車道）、みちのく潮風トレイル
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階上岳山頂園地での通景伐採や適切な間伐等によって眺望を確保するとともに、草原、ヤマツツジ群落、シラカンバ等広葉樹の風致景観の維持、再生を図る。</li> <li>・ 自然を保全するとともに、里山の歴史や暮らしの伝承及び資源の活用を図ることで、四季を通じて楽しめる場所にする。</li> <li>・ 利用マナーの向上及び情報の充実を図り、初心者から本格ハイカーまで老若男女が安全快適に登山できる場所にする。</li> </ul>

### 3. 国立公園の管理運営を進める上での主要課題

#### (1) 自然景観の劣化、眺望の阻害

社会状況の変化による維持・管理不足や遷移の進行による樹木の繁茂等によって、人の手によって維持されてきた本地域の植生が変化している場所があります。また、樹木が成長することにより、展望地からの眺望が阻害されている場所も見られます。自然景観の劣化による風景地としての評価の低下、貴重な植物群落の面積の減少、生物多様性の低下が懸念されます。これらに対処するため、植生の適切な維持・管理による自然環境及び風致の維持や、樹木の適切な管理による眺望の確保が必要です。

#### (2) 外来生物の侵入・拡大

本地域では、国内の他地域から侵入した生物や「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により指定されている特定外来生物のオオハンゴンソウ、要注意外来生物のセイヨウタンポポ、セイタカアワダチソウ等が確認されています。微妙なバランスで維持されている本地域の生態系や自然景観への影響が懸念されるため、適切な防除が必要です。

#### (3) 植生管理に関する認識の違い

種差海岸では、多くの団体の努力によって草刈りや間伐等の植生管理が行われています。本地域の生物多様性を保全し、魅力ある景観を維持・再生するためには、現在の活動を持続的・発展的に推進する必要があります。管理の目的と方針に対する認識に関して、関係者間での十分な共有、公園利用者への十分な広報が来ていません。地域の歴史や活動の背景を関係者が十分理解するとともに、植生管理に関する意見交換の場への参加を促す必要があります。

#### (4) 魅力の情報発信不足

本地域には、代表的な自然景観に加えて、歴史、文化、食といった多くの魅力が存在します。しかし、観光地の認知度アンケート（青森県 観光に関するWEBアンケート調査平成25年7月）では、種差海岸の知名度が低いことが示されています。本地域の価値や魅力をより多くの人に伝えるためには、対外的な情報発信によって認知度を向上し、足を運んでもらうきっかけを作る必要があります。

#### (5) 快適な利用のための情報収集及び提供不足

意見交換会では、国立公園を訪れる利用者に対して、国立公園であることの周知、みちのく潮風トレイルの案内、季節ごとの魅力、魅力ある場所への到達方法、イベントやツアーの開催案内等の情報提供が十分でないことが課題として挙げられました。快適で満足度の高い利用を推進するには、利用者のニーズに応えた情報提供を現地で充実させる必要が

あります。

#### **(6) 地域資源を「体験する」機会が少ない**

近年、地域固有の自然環境や文化、生活等を楽しみ体験するツアーへのニーズが高まっています。本地域でもガイド付きツアーやエコツアー等の体験を通じた、環境学習や地域振興の推進が期待されています。しかし、本地域の利用形態は景色を見る「通過型」が主流となっており、地域資源を深く「体験」する機会が少ないことが課題となっています。

#### **(7) 施設やサービスの不足**

本地域では、休憩場所、案内解説の施設の不足等が課題となっています。また、冬場のトイレ及び公共交通手段が少ないことも課題です。自然環境や風致への影響、利用者の自然体験の質を考慮しつつ、必要に応じて施設の整備を進めるとともに、関係者の協力を得てサービスを充実させることが必要です。

#### **(8) 利用マナーの問題**

遊歩道や登山道を外れた利用や、草花の盗掘、ゴミのポイ捨て、不法投棄、犬のふんの放置や放し飼い等、自然環境や地域社会に影響を及ぼす行為が問題となっています。地域住民と利用者の双方が気持ち良く利用できる場所とするには、利用者等のマナー向上を図ることが重要です。

#### **(9) 地域住民の意識啓発と国立公園管理への参加不足**

意見交換会では、「地元の人が地域の良さを認識して伝える」「みんなであいさつ、おもてなしをする」といった意見が重要課題として挙げられました。国立公園に指定されてから日が浅い本地域では、国立公園やみちのく潮風トレイルに対する住民の認知度があまり高くありません。古くから人々が暮らしてきた本地域の特性を活かし、さらに魅力的な国立公園とするためには、国立公園等に関する地域住民の理解を促進し、国立公園利用者をあたたかく受け入れる体制づくりへの協力と参画が必要です。

#### **(10) 地域社会の人口減少と少子高齢化**

本地域の大部分は二次的自然環境の広がる民有地です。国立公園の望ましい自然環境を維持するには、風致の維持に必要な農地、草原、森林等の維持管理が必要です。しかし、地域社会において高齢化と担い手不足が進む今日では、土地所有者だけでは十分な維持管理を行うことができません。ボランティア団体等の多様な関係者との連携の継続に加え、若い世代等の新たな主体の参画が必要です。

#### (11) 科学的調査と知見の蓄積が不十分

本地域では、自然環境や動植物に関する科学的データや、利用者数、利用形態等の利用に関するデータの収集が十分とは言えません。適切な保全活動や利用を推進するためには、科学的調査による知見の蓄積やモニタリングが必要です。

## 第4章 将来像、基本方針及び活動指針

### 1. 趣旨

国立公園の管理運営を進め、自然環境保全、地域振興、観光振興につなげていくためには、関係者が国立公園づくりの方向性を共有するとともに、それぞれの役割を発揮しつつ、お互いに足りないところを補い合いながら力を合わせて取り組んで行くことが大切です。

本章は、関係者が協働して国立公園 種差海岸階上岳地域の将来を築いていくための基本となる、国立公園づくりの方向性を示すものです。

### 2. 目指すべき将来像

種差海岸階上岳地域が将来目指す姿として、4つの「将来像」を示します。その実現に向けた取組を関係者が進めることによって、自慢したい、何度でも行きたい、と思ってもらえる魅力的な国立公園になることを目指します。

#### (1) 自然の恵みを享受出来る国立公園

自然の風景等国立公園としての資源を将来にわたって保全し、誰もがその恵みを感じ、楽しみ、学び、満喫できる

#### (2) 快適に安心して利用できる国立公園

公園に関する様々な情報をわかりやすく入手でき、快適に安心して利用できる

#### (3) 多様な人々が参画・協働する国立公園

地域住民や行政、民間企業、NPO 法人、研究機関、教育機関、利用者等多様な関係者が公園づくりへ参画し、国立公園の価値の向上と共創が図られている

#### (4) 活力とにぎわいのある国立公園

地域社会や自然環境に配慮した適切な利用の増進、リピーターの創出、人々の交流が図られ、地域にとって望ましい形でにぎわい活性化している

### 3. 基本方針及び活動指針

ここでは、将来像に近づくための4つの基本的な考え方である「基本方針」と、そのための取組の方向性である「活動指針」を示します。また、各基本方針に対応する主要課題(第3章3に示したものの再掲)を「関係する主要課題」として記載しています。



## 基本方針 1 自然環境

### 自然環境及び風致の保全・再生

本地域の自然環境や風景といった地域資源は、国立公園の資源及び自然とともに生きる地域の暮らしを支えるものとして重要です。これらが損なわれないように、自然環境及び風景を保全するとともに、必要に応じて資質が損なわれた自然環境や風致を再生する取組を行います。

#### 1 関係する主要課題

- 自然景観の劣化、眺望の阻害（第3章3（1））
- 外来生物の侵入・拡大（第3章3（2））
- 植生管理に関する認識の違い（第3章3（3））
- 科学的調査と知見の蓄積が不十分（第3章3（11））

#### 2 活動指針

1. 地域の文化的・歴史的背景及び自然成立の要因を十分に理解し、地域から学びながら取組を進めます。
2. 暮らしの知恵等の地域に蓄積された知識と科学的知見の双方に基づき順応的管理を進めるとともに、関係者の多様な価値観を共有し、必要に応じて合意形成を図ります。
3. 外来植物については、種の生態的特性、侵略性、侵入している地域の生態系の状況、現在までの駆除活動等を踏まえ、効果的・効率的な防除手法を検討するとともに、優先順位を考慮して防除を進めます。
4. 海岸草原群落や階上岳のヤマツツジ群落といった、人の手の管理が十分でないことにより遷移が進み、自然景観が劣化している植生については、樹木の伐採や刈り取り等の景観維持・再生のための管理を進めます。その際に、植生管理の手法やゾーニングを検討します。
5. 樹木の繁茂により、主要な展望地からの眺望が阻害されている場合は、眺望確保のための枝打ち、伐採、抜き取りを行います。その際に、自然環境の保全、展望地としての風致の保全に配慮し、過度な伐採とならない方法を検討します。
6. 今後生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるニホンジカ等の侵入については、科学的データの蓄積及び自然環境と地域社会への影響の把握に努めるとともに、関係機関と連携しながら捕獲体制のあり方等について検討します。

### 国立公園に関する情報収集・提供とサービスの充実による利用の推進

国立公園に関する広報とサービスの充実は、来訪者の増加とリピーターの創出、公園利用者への安全で快適な利用環境の提供につながります。

本地域を訪れるきっかけづくりのため、国立公園を訪れるために必要な情報を積極的に広報します。現地においては、標識や案内所といった利用施設の整備や様々な媒体の活用を通じて、国立公園を訪れた利用者への情報提供とサービスの充実を図るとともに、体験型の利用を充実させることで、国立公園にふさわしい利用を推進します。

以上のことに取り組む中で、国立公園利用者へのマナーの普及啓発を行い、利用者等のマナー向上を図ります。

#### 1 関係する主要課題

- 魅力の情報発信不足（第3章3（4））
- 快適な利用のための情報収集及び提供不足（第3章3（5））
- 施設やサービスの不足（第3章3（7））
- 利用マナーの問題（第3章3（8））

#### 2 活動指針

1. 国立公園、みちのく潮風トレイルの標識をはじめとした施設の整備を進めます。
2. 自然との調和を図るため、工作物や建築物の新增改築の際は、関係機関が協力してデザインの統一や統合に努めます。
3. WEBサイト、ガイドブック、雑誌、メディア等の様々な媒体を活用し、本地域の価値や魅力に関する情報を地域外に向けて積極的に広報します。
4. 利用者が訪れたいくなるような魅力的な利用メニューを発信し、国立公園の利用を推進します。
5. エコツーリズムをはじめとする体験プログラム、ガイドによる解説を伴う利用等を推進します。
6. ガイド利用を推進するため、ガイド付ツアープログラムの情報発信や紹介窓口の設置を進めます。
7. インフォメーションセンターをはじめとした各施設、標識、WEBサイト、パンフレット、ガイド等がそれぞれ補完し合いながら、利用者ニーズに応えた情報提供とサービス、利用マナーの普及啓発を充実させます。
8. リアルタイムの情報発信を充実させるため、四季の移ろいや利用施設の状況等、日々変化する情報の収集と発信に努めます。

## 基本方針3 体制づくり

### 関係者が連携して管理運営に参画する協働型の体制づくり

本地域の国立公園は、土地の維持管理、美化清掃活動をはじめとした地域住民の方々の生活と活動によって支えられています。より良い国立公園としていくために、地域住民の方々に国立公園の仕組みや国立公園でどのようなことが行われているのかを理解していただくための積極的な普及広報を行います。それと同時に関係者の問題意識や意見の違いを認めつつ、国立公園としての地域の将来像や価値を共有できる場を設定します。

また、国立公園の管理運営を一層充実させるためには、これまで以上に地域内外の多様な関係者が連携することが必要となるため、協働型で活動に取り組む体制づくりを進めます。協働型のしくみを構築することで、地域を越えた関係者間の交流を促進し、本地域全体の活性化に貢献します。

#### 1 関係する主要課題

- 地域住民の意識啓発と国立公園管理への参加不足（第3章3（9））
- 地域社会の人口減少と少子高齢化（第3章3（10））

#### 2 活動指針

1. 八戸市及び階上町の広報、回覧板、WEB サイト、リーフレット、地区の集まり等様々な機会と媒体を活用し、国立公園に関する情報を地域に対して発信します。
2. 協働型の体制が構造や機能を柔軟に変化させながら動き続けられるように、本地域にあったしくみのあり方を恒常的に模索していきます。
3. 新たな参加者、外部の視点・制度の受け入れを妨げないようにするとともに、外部の視点・制度については本地域に適合できるよう翻訳して活用することによって、多くの人々が参加できる活力あるしくみを目指します。
4. 多様な関係者が地域の問題について考え、共に取組を進めていきます。
5. 複雑に変化する地域の状況に対応して、課題や目標を見直すとともに、新たな方法を導入するなど、順応的に取組を進めていきます。

### 持続可能性に配慮した地域振興への貢献

国立公園の利用の推進を通じて、観光業をはじめとした地域の振興に貢献します。その際に、自然環境及び風致を保全し、農林漁業等の地域の暮らしに配慮することで、国立公園と地域の持続可能性を確保します。また、自然と共に生きる地域の暮らしや文化、歴史等の地域資源を活かします。この取組を通じて、本地域らしい国立公園の雰囲気と地域住民の誇りを醸成するとともに、価値ある地域資源の継承と東日本大震災からの復興、地域振興に寄与していきます。

#### 1 関係する主要課題

- 地域資源を「体験する」機会が少ない（第3章3（6））
- 利用マナーの問題（第3章3（8））
- 地域住民の意識啓発と国立公園管理への参加不足（第3章3（9））
- 地域社会の人口減少と少子高齢化（第3章3（10））

#### 2 活動指針

1. エコツーリズムをはじめとする体験プログラム、ガイドによる解説を伴う利用等を推進する中で、それらを環境教育、社会教育、地域資源の保全伝承、環境保全の機会として活用します。
2. 上記活動の実施に当たっては、地域住民、農林漁業者、教育機関、事業者（食堂、民宿、ガイド、企業等）等との連携を図ります。
3. 農林漁業をはじめとする地域住民の生業及び生活への支障とならないよう、利用による影響を把握し、必要に応じて利用方法を改善します。
4. 国立公園の利用を通じて、利用者等への利用マナーの普及啓発を図ります。

## 第5章 公園事業及び行為許可に関する事項

### 1. 許可・届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成27年7月30日環自国発第1507301号）第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成22年4月1日環自国発第100401008号。以下「細部解釈」という。）において定める基準の細部解釈によるほか、第3章・4章の方針、及び下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。風力発電施設に関しては、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（平成25年3月29日環自国発第1303291号）」を参考とし、地熱発電施設に関しては、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて（平成27年10月2日環自国発第1510021号）」により指導するものとする。

また、普通地域内の要届出行為については、「国立公園普通地域における措置命令等に関する処理基準」（平成22年4月1日環自国発第100401010号）に基づき処理するとともに、下記取扱（規模に関するものを除く）を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導するものとする。

取扱方針
<b>1 工作物</b>
<b>(1) 建築物</b>
①基本方針
建築物が風致を損なうことなく自然風景と一体となるよう留意する。
②規模（建築面積、高さ、建ぺい率）
設置目的をかなえる範囲で極力小さくする。
③デザイン、色彩、材料
以下の各要件に適合しないものは認めない。
ア 屋根のデザイン
屋根のデザインは、切妻、寄棟等で軒のあるものとし、屋根勾配は、10分の3以上とすること。陸屋根、片流れ、曲面屋根でないこと。
陸屋根である既存建築物は増改築の際に、屋根のデザインを上記屋根形状とすること。ただし、上記屋根形状とすることが困難と認められる場合、傾斜パラペット（飾屋根）を設ける等、屋根があるように見えるデザインとすること。
陸屋根以外のもので上記屋根形状に適合しない既存建築物の増改築のうち、上記屋根形状とすることが困難と認められる場合であって、公園利用者から望見さ

れることのない場所に位置する場合、又は建築面積 10 平方メートル以下程度の小規模の建築物である場合は、屋根勾配及び屋根デザインについては、この限りではない。

#### イ 色彩及び材料

##### 1) 屋根（飾屋根を含む。以下同じ。）の色彩

こげ茶色、黒色若しくは暗灰色のいずれかの色彩を用いること。ただし、周辺に位置する既存建築物の屋根の色彩が上記の色彩以外の場合は、それらの色彩と調和した色彩を用いること。また、増改築であって、既存部分と同色にする場合はこの限りでない。

##### 2) 壁面の色彩

クリーム系、ベージュ系、茶色系、白色系もしくは灰色系のいずれかの色彩を用いることとし、屋根の色彩と調和した色彩を用いること。また、増改築であって、既存部分と同色にする場合はこの限りでない。

#### ④付帯施設

以下の各要件に適合しないものは認めない。

ア 駐車場、取付道路については、風致の保護上、支障のない範囲内において、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模であること。

イ 外灯を設置する場合には、建築物のライトアップを目的とするものではないこと。

#### ⑤修景緑化

以下の各要件に適合しないものは認めない。

ア 階上岳地区については、公園利用施設から建築物が望見される場合には、建築物を隠蔽するために樹木による修景植栽を行うこと。

イ 修景植栽に用いる樹種は、現地産樹木と同様の種とすることとし、当該地の環境に適したものであること。

#### ⑥その他

以下の各条件に適合しないものは認めない。

ア 残土は、国立公園区域外に搬出し、適切に処理するものであること。ただし、当該国立公園内において許可を受けて行われる他の工事に流用する場合には、この限りではない。

イ 支障木の伐採は、当該建築物の設置目的をかなえる範囲で、必要最小限とすること。なお、当該敷地内への移植も検討すること。

## (2) 道路

### ①基本方針

道路は、地形の改変が少ない線形とし、支障木の伐採を極力少なくして自然環境の保全に配慮する。

### ②付帯施設

次のアからイの各号に掲げる付帯施設については、それぞれ各号に示す要件に適合しないものは認めない。

ア 法面擁壁は、自然石若しくは自然石を模したブロック等による石積擁壁、又は、同様の化粧張を施したコンクリート擁壁とする。

現場打ちコンクリート枠工は、枠内緑化を施すこと。

コンクリート吹付、モルタル吹付は、硬岩が露出し勾配が急な箇所において通行の安全を確保する上で他に適切な方法がない場合に限り施工することとし、その場合も可能な限り緑化を図るものであること。

ロックネット、ロックフェンスは、周囲の岩肌と調和するよう、こげ茶色、灰色のいずれかを用いることとする。

イ 交通安全柵は、ガードパイプ若しくはガードロープを基本とし、色彩はこげ茶色、灰白色、亜鉛メッキ仕上げのいずれかとする。ただし、交通安全上やむを得ない箇所についてはガードレールも認める。この場合も色彩は、上記のとおりとする。

### ③修景緑化

以下の要件に適合しないものは認めない。

法面の緑化には原則として当該地の環境に適した現地産と同種の植物を用いるか、周囲に自生する植物の自然侵入を促進させるための法面安定処理を行うこととする。

### ④残土処理

以下の要件に適合しないものは認めない。

残土は、国立公園区域外に搬出し、適切に処理するものであること。ただし、当該国立公園内において許可を受けて行われる他の工事に流用する場合にあってはこの限りではない。

### (3) 電柱、鉄塔、アンテナ等

#### ①基本方針

- ア 電力、電話線路の新築に当たって、第1種特別地域については地下埋設とする。  
上記の区域以外であっても公園利用者の集中する重要な地域については、可能な限り地下埋設とする。
- イ 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものとするため、原則として主要道路及び主要な公園利用地点からの展望方向における新設は避けること。建替えに当たっては、可能な限り地下埋設または主たる展望方向でない側に移設すること
- ウ 電力、電話線は可能な箇所は共架とする。
- エ 広告物は必要最小限の規模とし、風致上支障のないよう留意すること。
- オ 鉄塔等通信施設の乱立を避けるため、可能な限り、新設の際は共同設置し、立て替えの際は集約すること。

#### ②規模、構造及び色彩

- ア 高さ、本数は必要最小限とする。
- イ 電力、電話柱等の色彩については、木柱及びコンクリート柱は素材の色若しくはこげ茶色、鉄柱等はこげ茶色若しくは灰白色のいずれかとする。

### (4) 自動販売機

#### ①基本方針

自動販売機の、道路脇への単独設置は認めない。

#### ②設置場所、構造及び色彩等

- ア 建築物に自動販売機を併設する場合は、設置箇所を軒下とし、建築物の壁面と同一面に納まるよう設置する。
- イ 壁面と同一面に設置が不可能な場合は、木材等の化粧板で覆うほか、建築物壁面の色彩と同一系のものを用いる。
- ウ 空き缶等の回収が適正に行われること。



## 2 木竹の伐採

### ①基本方針

ア 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月9日国発第643号）及び「同（国立公園内の国有林施業に関する協議内容の了解事項）」（昭和48年8月15日環自企第516号）を基本として地域の風致に配慮した施業とする。

イ 草原景観の風致の維持を図るための木竹の伐採については、公益上必要な行為として取り扱うものとする。

### ②留意事項

利用地にある枯損木等利用者の安全の確保が危惧されるもの及び展望の確保上支障のあるもの等の木竹の伐採については、利用の安全確保上必要最小限度の伐採範囲にとどめる。

## 3 鉱物の掘採及び土石の採取

主たる山稜線の分断を避ける等風致上支障のない採取区域とし、跡地については適切な緑化が図られるよう、法面の切り方等を適宜指導するものとする。緑化にあたっては、当該地区に生育する植物と同種の国内産自生種によることとする。

## 4 広告物等

### （1）指導標、案内板等

#### ①基本方針

風致景観への支障がないように考慮するとともに、重複するものは整理統合し、破損又は老朽化したものは撤去する。

なお、案内標識等のデザインは「自然公園等施設技術指針（平成27年8月改訂）第3部第7章 公共標識（サイン類）」を参考とすること。

#### ②規模等

標識類の規模は過大にならないようにし、材料は出来る限り木材、石材等の自然の素材を利用する。

#### ③色彩

自然の素材の色又は茶系、灰色系、ベージュ系を基調とし、極力周囲の環境と調和したものとする。ただし、地図、写真等の表示を行う場合は、この限りではない。

#### ④留意事項

同一地区内における標識看板類については、デザイン及び色彩を統一させる。

## (2) 営業用広告物

### ①基本方針

営業地以外における広告及び看板（野立広告、電柱、鉄塔、アンテナ等掲示広告物等）は認めない（誘導標識類を除く）。

### ②規模、色彩、留意事項

4 広告物等（1）指導標、案内板等の②、③及び④によること。

## 5 水面の埋立て

道路、漁港、港湾等の公共事業の整備のための埋立に限り認めるが、自然海岸を避ける等、風致に及ぼす影響を極力小さくする。

## 6 植物の採取等・動物の捕獲等

### ①基本方針

ア 学術研究を目的とした採取、又は捕獲等する量は、当該動植物の保護を図るため、生育状況に応じて必要最小限とすること。また、採取・捕獲等したものについては、標本保管、展示等の有効利用を検討する。

イ 草原景観の風致の維持を図るための植物の採取等については、公益上必要な行為として取り扱うものとする。

### ②留意事項

行為を行う際は、行為が許可されていることを明示した腕章等の着用、公園利用者の多い時期及び場所を避ける等、自然環境保全上及び利用マナー上の配慮を行うこと。

## 2. 公園事業取扱方針

公園事業に関する取扱いは、事業決定の内容、国立公園事業取扱要領（平成 22 年 4 月 1 日環自国発第 10041003 号。以下「事業取扱要領」という。）及び第 3 章・第 4 章の方針によるほか、以下の取扱方針によるものとする。

取扱方針
<b>1 道路（車道）</b> ①基本方針 快適な公園利用及び交通の安全を確保するため、現道の改良、拡幅整備及び防災工事を進めるが、周囲の風致と調和するよう留意する。 ②その他 付帯施設、修景緑化方法及び残土処理方法等については、「1. 許可、届出等取扱方針」の道路に関する取扱方針と同様とする。
<b>2 道路（歩道）</b> ①基本方針 整備に当たっては、自然環境保全に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。線形勾配は現地形の改変量が少ないものとし、浸食、踏圧等により荒廃が進んでいる箇所については植生復元のための対策を行う。利用者の安全に配慮しつつ、周囲の自然との一体感を持たせ、自然に親しめるよう配慮する。 なお、案内標識等のデザインは「自然公園等施設技術指針（平成 27 年 8 月改訂）第 3 部第 7 章 公共標識（サイン類）」を参考とし、統一して充実を図るとともに、重複するものは整理統合し、破損又は老朽化したものについては、事業執行者が補修、撤去等の適切な管理を行う。 ②管理方針 植物の損傷、裸地化または利用者への危険が発生するおそれがある場合は、歩道以外へ立ち入らないよう指導する。ただし、学術研究又は公益上必要であり、当該地以外では目的を達成出来ない場合はこの限りでない。くずかご、吸いがら入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないこととし、投げ捨て防止の PR、ゴミ持ち帰り運動を推進する。
<b>3 園地</b> ①基本方針 海浜、樹林地、展望台等各地区の特性を十分考慮し、自然探勝、散策、ピクニック、風景観賞等、人と自然のふれあいが高まるよう配慮し適切な整備及び管理を行う。

## ②付帯施設

休憩舎、展望施設、便所等の付帯施設の整備に当たっては、利用面及び管理面を考慮して適正な配置とする。規模、デザイン、色彩等については、「1. 許可、届出等取扱方針」の建築物に係る方針と同様とする。

自然への理解を深め、利用の効果を高めるため、必要最小限の案内板、解説板、指導標等を設置する。

なお、案内標識等のデザインは「自然公園等施設技術指針（平成27年8月改訂）第3部第7章 公共標識（サイン類）」を参考とし、統一して充実を図るとともに、重複するものは整理統合し、破損又は老朽化したものについては、事業執行者が補修、撤去等の適切な管理を行う。

## ③管理方針

危険箇所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全確保に努める。くずかご、吸いがら入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないこととし、投げ捨て防止のPR、ゴミ持ち帰り運動を推進する。また、草刈りや清掃を定期的を実施する。

優れた風致が眺望出来る主要な展望地については、通景を確保するため、適切な枝払い、抜き切り等を行う。

## ④その他

園地内に民間事業者の食堂、売店等がある場合は、地区全体の風致の維持、向上のため、それらの新築及び増改築に当たっては「1. 許可、届出等取扱方針」の建築物に係る方針と同様とする。

## 4 宿舎

規模、デザイン、色彩及び修景緑化方法等については、「1. 許可、届出等取扱方針」の建築物に係る方針と同様とする。

## 5 野営場

### ①基本方針

公園の自然に親しめる滞在拠点として整備し、適切な維持管理を行う。

### ②付帯施設

付帯施設からの汚排水については、海域への影響を軽減するため、処理には十分配慮する。また、無秩序なテント設営や焚火を防止するための施設の配置を検討するとともに案内・解説施設を充実させる。なお、野営場内の建築物及び道路の扱いについては、「1. 許可、届出取扱方針」の建築物及び道路に係る方針と同様とする。

### ③管理方針

海に面した野営場にあつては、津波の際の避難誘導をはじめ、安全面に配慮する。